

第 465 回石川地方最低賃金審議会

令和 8 年 8 月 31 日（月）

午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開会

2 議題

（１）「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問」に対する
調査審議について

（２）その他

① 資料説明

3 閉会

第465回石川地方最低賃金審議会

【資 料 目 次】

	ページ
・ 特定最低賃金の改正申出書(写)及び改正申出審査結果表	1
・ 運営小委員会 審議結果報告	23

別冊1	最低賃金に関する基礎調査報告書(特定最低賃金)
-----	-------------------------

別冊2	各種経済指標
-----	--------

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表				労働協約ケース		
地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
			申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数	
申出事項	E111 紡績業 但し E1111～1113、 1117、1118を除く	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精錬の準備、綱・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者を除く	E111 0	E111 0	0	
	E114 染色整理業 但し E1144、1145 を除く		E114 3	E114 3	998	
	E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く)		E115 0	E115 0	0	
	L7282 純粋持株会社		L7282 0	L7282 0	0	
	計		3	計 3	計 998	39.71%
審査結果	同 上	適用労働者数（基幹的労働者数） 2,513人 (推定)	E111 0	E111 0	0	
			E114 3	E114 3	998	
			E115 0	E115 0	0	
			L7282 0	L7282 0	0	
計	3	計 3	計 998			
新産別最賃の運用方針 (要旨)	新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。					
61.2.14 中賃答申	参考 2,513 ÷ 3 ≒ 838 998 ÷ 2,513 ≒ 39.71%					

石川労働局長
常盤 剛史 殿



令和8年 7月22日

U 石川県支部
石 日 2・3・1
支 業 支

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 513名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- | | | |
|-----|--|--------------------|
| (1) | 現在適応されている法定最低賃金額 | 時間額 782円 (1, 054円) |
| (2) | 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 | 令和8年7月現在 998 名 |
| (3) | $\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 } 998}{\text{上記2を営む使用者に使用されている労働者数 } 2, 513} = 39.71\%$ | |
| (4) | 労働協約の賃金の最も低い額 | 1, 152円/時間 |

5. 添付書類

- (1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
- (2) 当該特定最低賃金の改定を求める労働者側の合意書 (委任状)
- (3) 当該特定最低賃金の改定を求める使用者側の合意書 (委任状)
- (4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- (5) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

以 上

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所の所定労働時間等

番号	組合名	(18歳)高卒初任給	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間
1		200,000	1,270	1890.00	157.50
2		191,000	1,186	1932.00	161.00
3		180,000	1,152	1875.00	177.083

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数①

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有	有		826
2			有	有		85
3			有		有	
4			有	有		87
5			有		有	
						998

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数②

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		14
2			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
3			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		28
4			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
5			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		23
6			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
7			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		67
8			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		36
9			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
						168

当該特定最賃の改定を求める事業所および関係産業労使の合意書とその基幹的労働者の概数

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1	創和テキスタイル労働組合		有		94
2			有		20
3				有	
4			有		21
5				有	
6			有		19
7				有	
8				有	
					265

金属成形材料製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

公正競争ケース

地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考	
			申出労働者組合数 (合意を含む)	所属企業数 (産業)	基幹的労働者数		
申出事項	石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所 E245 金属成形材料製品製造業 E248 骨格・枠・パレット・小ねじ・木ねじ等製造業 E249 その他の金属製品製造業 E252 ボルト・圧縮機器製造業 E253 一般産業用機械・装置製造業 E259 管理、補助的経済活動を行う事業所 E260 農業用トラクタ製造業 E261 建設用機械・鉱山機械製造業 E262 繊維機械製造業 E263 生活関連産業用機械製造業 E264 基礎素材産業用機械製造業 E266 金属加工機械製造業 E267 半導体・フラットパネル製造業 E269 その他の生産用機械・同部分品製造業 E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E292 産業用電気機械器具製造業 L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工工具、小型手持動力機器若しくは機械が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、梱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	0 E240 1 E245 3 E248 1 E249 0 E252 6 E253 3 E259 1 E260 0 E261 10 E262 3 E263 4 E264 0 E265 2 E266 0 E267 2 E269 2 E291 0 E292 0 L7282	0 1 3 1 0 6 4 1 0 10 3 4 0 2 2 2 0 0	0 21 119 125 0 1,542 700 5 0 3,664 1,336 2,475 0 70 0 402 301 0 0	計 38 計 39 計 10,760 38.05%
		適用労働者数（基幹的労働者数） 28,276人 （推定）			計 38 計 38 計 9,512		
		事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。			参考 28,276 ÷ 3 = 9,425 9,512 ÷ 28,276 = 33.64%		
		新産別最賃の運用方針（要旨）		61.2.14 中賃密申			

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史 様

J

中町ソ8
吉田貴徳

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

言己

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者28,276名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,090円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2026年7月時点 10,760名

◆合意率 $\frac{10,760}{28,276} = 38.05\%$

5 添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
- (2) 組織における合意を表す機関決定の写。
- (3) 申出合意および委任状。
- (4) 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
- (5) 公正競争ケース申請における疎明資料。
- (6) 労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。



以上

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

2026年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1		E263		労働協約	1,185	292	
2		E291		組合決議		128	
3		E264		組合決議		53	
4		E264		組合決議		14	
5		E263		労働協約	1,180	731	
6		E262		組合決議		123	
7		E248		組合決議		30	
8		E248		組合決議		58	
9		E248		組合決議		31	
10		E253		組合決議		23	
11		E245		組合決議		21	
12		E291		組合決議		173	
13		E262		労働協約	1,300	375	
14		E264		組合決議		142	
15		E262		組合決議		177	
16		E253		労働協約	1,170	175	
17		E263		労働協約	1,431	313	229,000円÷160.00H/月
18		E262		組合決議		181	
19		E262		組合決議		75	
20		E262		労働協約	1,300	2,520	
21		E269		労働協約	1,300	383	
22		E262		組合決議		112	
23		E269		組合決議		19	
24		E253		労働協約	1,180	1,024	
25		E262		組合決議		24	
26		E262		組合決議		24	
27		E260		組合決議		5	
28		E259		労働協約	1,208	507	193,520円÷160.15H/月
29		E259		労働協約	1,208	87	193,520円÷160.15H/月
30		E259		組合決議		106	
31		E266		組合決議		38	
32		E253		労働協約	1,183	51	
33		E262		組合決議		53	
34		E253		労働協約	1,183	138	190,150円÷160.67H/月
35		E264		労働協約	1,415	2,266	
36		E266		組合決議		32	
37		E253		組合決議		131	
38		E249		組合決議		125	
合意者 合計						10,760	
合意率						38.05%	10760÷28276
協定者 合計						8,862	
協定率						31.34%	8862÷28276
適用労働者数						28,276	合意率（協定率）分母

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を確保する
点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2025年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	314,720	230,050	259,209	295,566	322,556
B 労組	500人以上	278,034	227,337	250,962	276,754	302,653
C 労組	201～500人	294,398	228,780	255,313	279,326	298,024
D 労組	201～500人	299,244	227,225	243,474	271,349	300,874
E 労組	101～200人	276,794		274,527	300,882	336,317
F 労組	101～200人	280,964	222,520	239,220	275,950	293,367
G 労組	100人以下	253,384	213,550		245,470	
H 労組	100人以下	235,219				218,594
	平均	279,095	224,910	253,784	277,900	296,055

2026年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	323,531	45.4	12,100	3.74%
B 労組	294,871	36.8	16,277	5.52%
C 労組	288,562	40.0	13,852	4.80%
D 労組	299,816	41.0	11,806	3.94%
E 労組	276,963	37.3	15,169	5.48%
F 労組	281,665	40.8	13,000	4.62%
G 労組	262,135	38.0	9,598	3.66%
H 労組	236,980	49.8	7,000	2.95%
	283,065	41.1	12,350	4.36%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件				備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数		
申出事項		E310 管理、補助的活動を行う事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者を除く	E310 0	E310 0	0		
		E311 自動車・同附属製造業		E311 2	E311 2	1,581		
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191 0	E3191 0	0		
	石川県	L7282 純粋持株会社		L7282 0	L7282 0	0		
				計 2	計 2	計 1,581	41.34%	
審査結果	同上	同 上	同 上	E310 0	E310 0	0		
				E311 2	E311 2	1,581		
				E3191 0	E3191 0	0		
				L7282 0	L7282 0	0		
				計 2	計 2	計 1,581		
新産別最賃 の運用方針 (要旨)	新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。							
	61.2.14 中賃答申	参考 3,824 ÷ 3 = 1,275 1,581 ÷ 3,824 = 41.34%						

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史 様

J A
中町ソ8
吉田貴

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

言

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,824名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,090円/H

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,218円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,581名

◆労働協約率 $\frac{1,581}{3,824} = 41.34\%$
- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に合意する者の数および事業所内訳

2026年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備 考
1		E3191		組合決議		234	
2		E311		労働協約	1,250	889	201,200円÷160.97H/月
3		E311		労働協約	1,218	692	196,000円÷160.97H/月
				合意者 合計		1,815	
				合意率		47.46%	1815÷3824
				協定者 合計		1,581	
				協定率		41.34%	1581÷3824
				適用労働者数		3,824	合意率（協定率）分母

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表	労働協約ケース	申出者に関する要件				備考
		適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	電子デバイス製造業 電子部品製造業 記録メディア製造業 電子回路製造業 ユニット部品製造業 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 管理、補助的経済活動を行う事業所 (E293・E296に限る) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 民生用電気機械器具製造業 電球・電気照明器具製造業 電子応用装置製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 映像・音響機械器具製造業 電子計算機・同付属装置製造業 L7282 純粋持株会社	5 E281 0 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	5 E281 0 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	2,034 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 452 0 207 0 471 0 1,145 0 計 4,309	34.93%
審査結果	同上	同 上 適用労働者数 (基幹的労働者数) 12,336人 (推定)	5 E281 0 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	5 E281 0 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	2,034 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 452 0 131 0 471 0 1,134 0 計 4,222	
新産別最低賃金の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。				
61.2.14 中賃管申		参考 12,336 ÷ 3 = 4,112 4,222 ÷ 12,336 = 34.23%				

令和7年7月21日

石川労働局長
常 盤 剛 史 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念3丁目3番5号
全日本電機 報関連産業
労働組合 地方協
議 長 貴

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

12,336名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

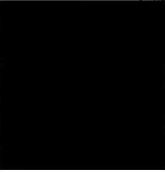
上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,309 \text{ 名}}{12,336 \text{ 名}} = 34.9\%$$

		労働協約の賃金額	= 1,163 円/時間額
		されている法定最低賃金額	= 1,064 円/時間額

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上



合意する者の使用者内訳

令和 8 年 労働協約 適用労働者数

(単位：人)

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281		707
2	E303		1,120
3	E281		849
4	E281		258
5	E303		25
6	E294		207
7	E29		66
8	E29		262
9	E29		124
1 0	E30		309
1 1	E301		162
1 2	E281		28
1 3	E281		192
		合 計	4,309

令和 8 年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281		1,251	197,000
2	E303		1,334	200,000
3	E281		1,370	211,500
4	E281		<u>1,227</u> ^{*1}	191,000
5	E303		1,380	213,000
6	E294		1,164	<u>187,439</u> ^{*2}
7	E29		<u>1,385</u> ^{*3}	213,000
8	E29		<u>1,340</u> ^{*4}	209,500
9	E29		1,163	190,000
10	E30		1,380	213,000
11	E301		<u>1,397</u> ^{*5}	213,000
12	E281		<u>1,385</u> ^{*6}	213,000
		最低金額（計算値は除く）	1,163	190,000
		最高金額（計算値は除く）	1,380	213,000
		平均（12 組合単純平均）	1,315	206,417

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,867.75 時間）から算出。

※2 は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03 時間）から算出。

※3 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,844.5 時間）から算出。

※4 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,875.5 時間）から算出。

※5 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,829 時間）から算出。

※6 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,844.4 時間）から算出。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者を除く	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 24 計 24	0 2,713 計 2,713	97.91%
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 2,771人 (推定)	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 12 計 12	0 1,583 計 1,583	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に 行われるものであること。					
61.2.14 中賃答申			参考 $2,771 \div 1,583 \div \frac{3}{2,771} = \frac{924}{57.13\%}$				

石川労働局長
常盤剛史殿



令和8年7月22日

石川県支部
田 2-3-
葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2, 7 7 1名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 1, 0 6 0円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和8年7月現在 2, 7 1 3名

(3) 合意率
$$\frac{2, 7 1 3}{2, 7 7 1} = 97.90\%$$

5. 添付書類

(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し

(2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し

(3) 申出合意及び委任状の写し

(4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。

以 上

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する疎明資料(令和8年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数
1				総合スーパー	I561	223
				総合スーパー	I561	143
				総合スーパー	I561	210
				総合スーパー	I561	211
				総合スーパー	I561	158
				総合スーパー	I561	125
				総合スーパー	I561	287
				総合スーパー	I561	101
				総合スーパー	I561	285
				総合スーパー	I561	291
2				総合スーパー	I561	110
				総合スーパー	I561	115
				総合スーパー	I561	55
				総合スーパー	I561	45
				総合スーパー	I561	15
3				総合スーパー	I561	28
				総合スーパー	I561	39
				総合スーパー	I561	17
				総合スーパー	I561	17
				総合スーパー	I561	23
4				総合スーパー	I561	17
				総合スーパー	I561	5
				総合スーパー	I561	114
				総合スーパー	I561	79
				総合スーパー	I561	2713

令和8年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
	214,000	214,000	9,950	1,337	1,337	1920h	160h (8.0h)
	215,000	215,000	10,322	1,290	1,290	2000h	166h38m (8.0h)
	210,000	200,000	9,709	1,212	1,212	1984h	165h3m (8.0h)
	211,150	211,150	9,824	1,228	1,228	2008h	172h (8.0h)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

令和8年8月19日

石川地方最低賃金審議会各位

石川地方最低賃金審議会
運営小委員会委員

石川地方最低賃金審議会の審議を円滑に進めるため、令和8年8月19日、石川地方最低賃金審議会運営小委員会を開催し、議論及び意見交換を行ったのでその結果を報告する。

委員：

〈公益委員〉

田中 英男、長澤 裕子、舟橋 秀明

〈労働者側委員〉

九野 光佑、西田 翔、半田 宏志

〈使用者側委員〉

畦内 一夫、敷波 利子、山下 活博

※委員長：長澤 裕子委員、委員長代理：田中 英男委員

令和8年度 第1回石川地方最低賃金審議会 運営小委員会 審議結果報告書

開催日時：令和8年8月19日(水)10:00～12:30

議題： 次の特定最低賃金の改正申出に対する改正審議の必要性について

- 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（一般機械）
- 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（自動車）
- 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（百貨店）
- 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（電気機械）
- 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、編地製造業最低賃金（紡績・繊維）

参考人：本委員会では、以下を参考人として参集し説明又は意見を聴取した。

〈労働者側参考人〉酒 井 努（U Aゼンセン石川支部 次長）

〈使用者側参考人〉石 野 弘 幸（株式会社金沢丸越百貨店 常務取締役）

議論の結果：紡績・繊維及び百貨店については、労使委員の意見の一致が認められず、改正審議の必要性なしの結果となり（労使委員の見解は以下のとおり）、上記以外のものは、労使委員の意見の一致が認められ、改正審議の必要性ありとなった。

なお、上記の結果については、別途開催する審議会に報告し、審議会委員の意見を踏まえ決定いただく。

紡績・繊維、百貨店における労使委員の見解

1 紡績等について

〈労働者代表委員の見解〉

紡績業は地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っており、その振興はもとより、長年培われてきた高度な技術や技能の継承・発展

に取り組む企業を支えていくためには、安定した人材の確保が不可欠である。そのため、特定最低賃金を維持し、その存在意義と産業としての重要性を明確に示し続けることが必要である。

〈使用者側委員の見解〉

紡績業の振興及び技術・技能の継承の重要性については十分に理解し得るところである。しかしながら、県内における出荷額及び就業者数はいずれも減少傾向にあり、産業規模の縮小傾向が続いている現状に鑑みれば、当該産業に係る特定最低賃金の必要性を裏付ける事情は必ずしも十分とはいえず、その必要性を認めることは困難である。

2 百貨店等について

〈労働者代表委員の見解〉

特定最低賃金の適用を受ける使用者は百貨店及び総合スーパーマーケットであるが、そこで就労する労働者の多くは県内に居住し、地域経済及び地域社会を支える重要な担い手である。こうした労働者の労働条件の向上を図ることはもとより、産業を支える人材の確保・定着を促進する観点からも、特定最低賃金について引き続き金額審議を行い、その水準の維持・向上に努めていくことが必要である。

〈使用者側委員の見解〉

地域別最低賃金については、近年、かつて例を見ない水準での引上げが継続して実施されており、労働者の労働条件の改善はこれまで以上に発揮されているものと考えられる。このような状況を踏まえると、当該特定最低賃金に期待される役割は相対的に低下しているといわざるを得ず、現時点において、その必要性を認めることは困難である。